

港区災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表	
改正案	現行
目次 第一章～第三章 (略) 第四章 災害援護資金の貸付け(第十二条―第十五条) 第五章 雑則(第十六条・第十七条) 付則 (中略) (償還等) 第十五条 (略) 2 (略) 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第十三条、第十四条第一項及び第十六条並びに令第八条、第九条及び第十二条の規定によるものとする。 第五章 雑則 (港区災害弔慰金等支給審査会) 第十六条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し、災害と死亡又は障害との因果関係等を調査審議するため、区長の付属機関とし	目次 第一章～第三章 (略) 第四章 災害援護資金の貸付け(第十二条―第十六条) 付則 (中略) (償還等) 第十五条 (略) 2 (略) 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第十三条第一項、令第八条から第十一条までの規定によるものとする。

て、医師、弁護士等の専門的な知識を有する者等により構成される
港区災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、災害と死亡又は障害との因果関係等について、区長の
諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

3 審査会は、区長が委嘱し、又は任命する委員七人以内をもつて組
織する。

4 委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命したときから、第二項の
規定による答申が終了するときまでとする。

（委任）

第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要
な事項は、区規則で定める。

付 則

（中略）

（災害援護資金の貸付けに係る特例）

第二条 （略）

2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第十五
条第三項の規定にかかわらず、震災特別法第百三条第一項の規定に
より読み替えられた法第十四条第一項の規定によるものとする。

（規則への委任）

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（中略）

（災害援護資金の貸付けに係る特例）

第二条 （略）

2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第十五
条第三項の規定にかかわらず、震災特別法第百三条第一項の規定に
より読み替えられた法第十三条第一項の規定によるものとする。

(後略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(後略)